

○公害等調整委員会規則第 号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(公示)</p> <p>第一条の四 法又はこの規則の規定により委員会又は裁定委員会とする公示は、官報に掲載して行う。ただし、急施を要する場合は、インターネットの利用その他適切な方法による。</p>
改正前	<p>(公示及び公表)</p> <p>第一条の四 法又はこの規則の規定により委員会又は裁定委員会とする公示又は公表は、官報に掲載して行う。但し、急施を要する場合は、委員会の事務局の掲示場の掲示その他適当と認められる公示方法による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。